

○山梨県警察職員の任用に関する訓令

昭和59年 5 月 1 日

本部訓令第 9 号

改正 前略

平成 7 年 2 月本部訓令第 1 号

平成11年11月本部訓令第16号

平成16年 3 月本部訓令第 8 号

令和 6 年 7 月本部訓令第15号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 山梨県警察職員の任用に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和59年人事委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第 2 章 任用

(警察官の採用)

第 2 条 警察官は、山梨県警察官採用試験に合格した者のうちから巡査の階級で採用するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、選考によつてその者の資格又は経歴に相当する階級以下で採用することができる。

- (1) 国家公務員採用 I 種試験又は上級試験に合格した者を警察官に採用するとき。
- (2) 現に警察庁及び他の都道府県警察の警察官又は皇宮護衛官である者を警察官に採用するとき。
- (3) かつて警察官又は皇宮護衛官であつた者を警察官に採用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体に現に勤務する職員若しくは、かつて勤務した者で警察官以外の者のうち、警察官としての適性を有し、又は補充しようとする職に特に必要な技能を有すると認められる者を警察官に採用するとき。

(一般職員の採用)

第 3 条 警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）は、山梨県職員採用試験に合格した者のうちから採用するものとする。ただし、規則第12条に定める場合は選考により採用することができる。

(警察官の昇任)

第4条 警部以下の階級の警察官への昇任は、第2条第1号の規定により採用した者を除き、規則第4条第3項に定める昇任試験に合格した者のうちから行うものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、試験によらないで昇任させることができる。

- (1) 別表第1に定める資格を有し、特に昇任させることが適当であると認められる者
- (2) 別表第2に定める資格を有し、特に勤務成績が優良であると認められる者
(昇任の特例)

第5条 警察官が次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、その者を1階級上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号又は第2号に該当して死亡したときは、その者を2階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 規則第15条第1号に該当するとき。
- (2) 生命をとして職務を遂行し、警察勲功章又は警察功労章を授与されたとき。
- (3) 規則第15条第2号に該当するとき。

2 前項の場合において、死亡した者に対する昇任は、その者の生前の日に遡つて行うものとする。

3 第1項第3号に該当して同項本文の規定により警察官を昇任させる場合であつて、当該昇任させる警察官が地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされたものであるときは、当該昇任させる警察官の階級を当該他の職への降任等をされる前の階級にあるものとして取り扱うものとする。

(一般職員の昇任)

第6条 一般職員の昇任は、規則第13条及び第14条に定める選考により行うものとする。

(巡査長の任命)

第7条 巡査長の職への任命は、山梨県警察の巡査長に関する訓令（平成5年山梨県警察本部訓令第8号）の定めるところによる。

第3章 昇任管理委員会

(本部委員会)

第8条 警察本部（以下「本部」という。）に本部昇任管理委員会（以下「本部委員会」という。）を置き、その構成は次のとおりとする。

- (1) 本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。
- (2) 委員長は警察本部長（以下「本部長」という。）を、副委員長は警務部長を、委員は各部室長（警務部長を除く。）、首席監察官、警察学校長その他委員長が指名する

者をもつて充てる。

(3) 委員長は、専門的知識及び技能を有する者を補助者として指名することができる。

(4) 本部委員会の事務は、警務部警務課において行う。

2 本部委員会は、昇任試験、第4条第1号に該当する者の選考（以下「選抜昇任」という。）及び同条第2号に該当する者の選考（以下「選考昇任」という。）を行う。

（部・所属委員会）

第9条 選抜昇任及び選考昇任を行うにあたり、別表第3に定める各部昇任管理委員会（以下「部委員会」という。）及び所属昇任管理委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。

2 部委員会及び所属委員会は、第4条第1号に該当する者及び同条第2号に該当する者の推薦を行う。

（可否の決定）

第10条 本部長は、合格者に対し合格証書（様式第1号）を交付するものとする。

2 本部長は、合格者が次の各号の一に該当する場合は、合格を取り消すことができる。

(1) 昇任試験の受験に際し不正行為があつたとき。

(2) 合格決定後に減給以上の懲戒処分を受けたとき。

(3) その他昇任させることが不相当であると認められるとき。

第4章 警察官昇任試験

（試験の種類及び区分）

第11条 昇任試験の種類は、巡査部長昇任試験、警部補昇任試験及び警部昇任試験とする。

2 前項の昇任試験は、一般試験と専門試験に区分して行う。

（受験資格）

第12条 昇任試験の受験者は、別表第4に定める資格を有する者とする。ただし、本部長は、その資格を変更することができる。

2 警察庁、管区警察局、都道府県警察その他の行政機関、民間企業等に出向又は派遣させている警察官で前項に規定する受験資格を有する者は、受験することができる。

（欠格事項）

第13条 前条に規定する受験資格を有する者が、次の各号の一に該当する場合は、昇任試験を受験することができない。

(1) 現に休職又は療養発令により休務中であるとき。

(2) 第一次試験期日前1年以内に減給以上の懲戒処分を受けたとき。

(実施期日等)

第14条 昇任試験は、本部長が必要と認めるときに行うものとする。

2 本部長は、昇任試験を行うときは、あらかじめ必要な事項を各所属長に通知する。

3 所属長は、前項の通知を受けたときは、受験資格を有する所属職員に周知させなければならない。

(受験手続)

第15条 昇任試験を受けようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた所属長は、昇任試験受験者名簿（様式第2号）を作成して本部委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第16条 昇任試験は、第一次試験及び第二次試験に分けて行うものとする。

2 第一次試験では筆記試験を、第二次試験では口述試験及び術科試験を行うものとする。

3 本部委員会は、必要により第一次試験の前に予備試験を行うことができる。

(筆記試験)

第17条 一般試験の筆記試験は、次の各号に掲げる科目について行う。ただし、必要により科目の一部を免除することができる。

(1) 基礎法学（憲法、警察行政法、刑法及び刑事訴訟法）

(2) 警務一般（通信を含む。）

(3) 生活安全警察及び地域警察

(4) 刑事警察

(5) 交通警察

(6) 警備警察

(7) 論文

2 専門試験の筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

(1) 共通科目として、実務に密接に関連を有する基礎法学（憲法、警察行政法、刑法及び刑事訴訟法）及び警務一般（論文）の2科目とする。

(2) 選択科目として、警察実務の生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察及び警備警察から1科目選択とする。

(口述試験)

第18条 口述試験は、人物並びに幹部としての必要な知識及び職務遂行能力について評定するほか、専門試験においては、専門的実務能力を評定に加えるものとする。

(術科試験)

第19条 術科試験は、次の各号に掲げる科目について術技の習得状況及び指揮能力を評定するものとする。

- (1) 点検及び礼式
- (2) 教練
- (3) 警備指揮法
- (4) その他本部長が必要と認めるもの

第5章 選抜昇任及び選考昇任

(実施期日等)

第20条 選抜昇任及び選考昇任は、本部長が必要と認めるときに行う。

2 本部長は、選抜昇任及び選考昇任を行うときは、各所属長に必要な事項を通知する。

(推薦手続)

第21条 前条第2項の通知を受けた所属長は、推薦することが適当であると認められる者(以下「被推薦者」という。)を所属委員会に推薦するものとする。

2 前項の推薦を受けた所属委員会は、被推薦者について審査し、本部の所属委員会にあつては当該所属の属する部委員会に、警察署の所属委員会にあつては本部委員会に、選抜(選考)昇任推薦書(様式第3号。以下「推薦書」という。)により、それぞれ推薦するものとする。

3 本部の所属委員会からの推薦を受けた部委員会は、被推薦者について審査し、推薦書により、本部委員会に推薦するものとする。

(選考の方法)

第22条 本部委員会は、部委員会及び警察署の所属委員会から推薦のあつた者について勤務成績、職務遂行能力、人物、幹部としての適性等について評定する。この場合において、必要により、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 警察署の所属委員会からの被推薦者について部委員会の意見を求めること。
- (2) 必要な考査を行うこと。

附 則

1 この訓令は、昭和59年5月1日から施行する。

2 山梨県警察官任用規程（昭和39年山梨県警察本部訓令第1号）は、廃止する。

改正附則〔中略〕

附 則（平成7年2月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成11年11月8日本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月22日本部訓令第15号）

この訓令は、令和6年7月22日から施行する。

別表及び様式 略